

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区河原町二条南入一之船入町537-4	平成24年7月27日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都ホテル 代表取締役社長 平岩 孝一郎 電話075-211-5111
--	--

主たる業種	旅館・ホテル			細分類番号	7	5	1	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ							
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	環境マネジメントシステムの更なる充実及び省エネルギー法に基づき使用量の前年対比1%の削減							
計画を推進するための体制	省エネルギー委員会を中心に推進する。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	8,567.4 トン 8,822.7 トン	8,198.7 トン 8,198.7 トン	トン トン	トン トン	-4.3 パーセント -7.1 パーセント		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	熱源機器の運転調整並びに電力業界からの節電要請等により削減効果が大きく出た。						
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	宿泊施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	11.21	10.72			-4.37 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	熱源機器の運転調整並びに電力業界からの節電要請等により削減効果が大きく出た。						
	重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
			66.0 パーセント	71.0 パーセント	パー セント	パー セント		
	(23)年度		熱源機器の運転調整や電力使用量の抑制、コージュレーション運転時間調整等					
(24)年度								
(25)年度								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	既にマイカー通勤禁止としております。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	規則違反となるような事案の発生がないことはそれだけ従業員の意識が高く今後とも継続していくこととしています。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン				
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物の分別の徹底、生ゴミ処理機導入による排出量ゼロ、京都市まち美化推進課主催のまち美化総行動に参加、建物周辺の清掃活動(京都府内周辺は月4回、からすま京都府内周辺につきましては地月1回)を実施。及び「DO YOU KYOTOプロジェクト」によるライトダウンを実施。							
特記事項	1994年竣工以来省エネ対策に積極的に取り組んでおり、高効率熱源機器への更新を含め電力・ガス使用量等の抑制により排出量の削減に少なからず貢献していると思います。							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。